

役員等に関する報酬規程

(趣旨)

第1条 この規定は、社会福祉法人群生会定款（以下「定款」という。）第8条、第21条の規定に基づき、理事及び監事（以下「役員」という。）、評議員、評議会選任・解任委員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 常務理事とは、評議員会で選任された役員のうち、理事会の決議によって理事の中から選定された者をいう。
- (2) 非常勤役員とは、常務理事以外の者をいう。
- (3) 報酬とは、職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称にかかわらず、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 定款第21条に定める役員等の報酬等については、理事長及び常務理事（以下、「理事長等」とする。）に対してのみ支給するものとし、非常勤の役員に対して報酬等は支給しないものとする。

- 2 理事長等に対して支給する報酬は、別表1の範囲内において評議員会で定める。役員賞与は支給しない。
- 3 理事会、評議員会に参会及び法人及び施設の運営のための業務にあたった役員、評議員及び評議員選任・解任委員に対し、別表2に定める費用を支給する。
- 4 監査業務に従事した監事に対し、別表3に定める報酬を支給する。

(報酬の額の日割計算)

第4条 新たに理事長等の就任した者は、その日から報酬を支給する。

- 2 理事長等が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日、祭日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、理事長等が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(改廃)

第5条 この規定の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

附則

- 1 この規定は、平成23年4月1日より適用する。
- 2 この規定は、平成30年2月7日から施行する。